

議第一三三号

奈良県議会議規則の一部を改正する規則

奈良県議会議規則（昭和三十一年十二月奈良県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理 由

欠席届の対象期間を改めるため、所要の改正をしようとするものである。